

青少年を取り巻く有害環境への対応について
～コミュニティサイト等に起因した
青少年の性的搾取等への対応～

提 言

令和元年 12 月 5 日

大阪府青少年健全育成審議会

目 次

1	はじめに	・ ・ ・ ・ 2
2	平成 30 年提言と提言を踏まえた府の対応	・ ・ ・ ・ 2
	(1) 平成 30 年提言の概要	・ ・ ・ ・ 2
	① 被害防止に向けた教育・啓発、相談機能等の充実・強化	
	② 国への法改正等の働きかけ	
	③ 条例による対応	
	(2) 平成 30 年提言を踏まえた府の取組	・ ・ ・ ・ 4
	① 教育・啓発等の取組の充実	
	② 国への要望	
	③ 自画撮り画像の要求行為への条例による規制	
3	性的搾取等（自画撮り被害以外）の現状と規制の在り方について	・ ・ ・ ・ 5
	(1) 青少年の性被害の現状	・ ・ ・ ・ 5
	① 青少年のスマートフォン利用及び性被害の実態	
	② 被害に至る経緯等	
	(2) 児童ポルノ等の提供を求める行為以外の性的搾取等 に係る規制の検討について	・ ・ ・ ・ 8
	① その他の要求行為を条例で禁止することの妥当性について	
	② 青少年を守るための対応策について	
4	淫らな性行為及びわいせつな行為の規制について	・ ・ ・ ・ 11
	(1) 現状	・ ・ ・ ・ 11
	① 府条例規定について	
	② 他の都道府県条例の規定について	
	③ 「淫行」に関する最高裁判決（昭和 60 年 10 月 23 日）について	
	④ 関係する主な法令について	
	⑤ 府条例第 39 条第 2 号の規定に係る大阪地方検察庁の意見について	
	(2) 府条例第 39 条第 2 号の見直しの必要性についての検討	・ ・ ・ ・ 15
	① 規制の範囲について	
	② 構成要件について	
	(3) 今後の方向性	・ ・ ・ ・ 17
	① 条例改正	
	② 国への法改正の働きかけ	
5	おわりに	・ ・ ・ ・ 18
	□大阪府青少年健全育成審議会委員名簿	・ ・ ・ ・ 19
	□大阪府青少年健全育成審議会特別部会委員名簿	・ ・ ・ ・ 20
	□審議経過	・ ・ ・ ・ 20
	□参考資料	
	1. 令和元年度特別部会参考資料	
	児童に対する性犯罪規定 -甲南大学法科大学院教授 園田 寿	・ ・ ・ 参-4
	淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止に係る部会長法的整理案	・ ・ ・ 参-17
	2. 平成 30 年度審議会提言	・ ・ ・ 参-25

1 はじめに

スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年(18歳未満)がインターネットを介して児童ポルノや児童買春等の犯罪やトラブルに遭う事案が増加している。このような状況を踏まえ、大阪府から平成30年6月に大阪府青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)に対し、コミュニティサイト(以下「SNS」という。)に起因した青少年の性的搾取等への対応について問題提起がなされたことから、審議会では、この問題を専門的見地から調査・審議するため、特別部会を設置し検討を重ねてきた。

その結果を踏まえ、平成30年11月に審議会より大阪府に同対応について提言(以下「平成30年提言」という。)を行ったところであるが、この提言において継続審議となったいわゆる「自画撮り被害」以外の性的搾取への規制の在り方等について引き続き議論し、このたび、これからの取組の方向性等を取りまとめたので、大阪府に提言を行うものである。

<審議会の提言状況>

性的搾取等の類型		児童ポルノ等 (自画撮り被害) a. 威迫、欺罔、困惑、 対償供与等を伴う 場合 b. 上記以外	c. 児童ポルノに該当しない性的画像(下着姿等)や姿態	d. 児童買春・淫行	e. デート援助交際(パパ活) f. 使用済み古物の買受け
対応区分					
規制以外の対応		H30年提言 ①教育・啓発、相談機能の充実強化	H30年提言 ①同左	H30年提言 ①同左	H30年提言 ①同左
規制による対応	本体行為(被害後)に係る規制	(現行法令) ・児童買春・児童ポルノ禁止法 H30年提言 ②児童買春・児童ポルノ禁止法の重罰化等の要望	(現行法令)なし	(現行法令) ・児童買春・児童ポルノ禁止法 ・児童福祉法(ほか) ・条例(淫行)	(現行法令) e. なし f. 条例(着用済み下着の買受等の禁止)
	要求行為(被害前)に係る規制	H30年提言 ②法規制の要望 ③条例による規制	(現行法令)なし	(現行法令) ・刑法(脅迫罪等)が適用可能な場合あり	(現行法令) e. なし f. 条例(着用済み下着の買受等の勧誘行為の禁止)

令和元年継続審議

2 平成30年提言と提言を踏まえた府の対応

(1) 平成30年提言の概要

平成30年の審議会においては、青少年がSNS等でのやり取りを端緒に性被害等に遭わないよう、未然防止の観点から、いわゆる「自画撮り被害」への対策に加え、児童買春や淫行など青少年を性の対象とする性的搾取への対策について議論した。また、青少年自らがデート援助交際(パパ活等)を求める書き込みや、下着などの使用済み古物の買受けを求める書き込みをする事案が後を絶たないことから、それらを含めて検討した。とりわけ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。)等の青少年の性的搾取を規制する現行法令が被害後に適用されることから、要求段階の対策について議論を重ねた。

審議の結果、要求手口が日々巧妙化していることや、現行法令の規定のみでは青少年の被害を未然に防止するという観点からはなお十分でないことから、以下のような提言を行った。

①被害防止に向けた教育・啓発、相談機能等の充実・強化（平成 30 年提言 P10（2））

青少年自身の情報の取捨選択能力や危険を見極める力等を高めることが必要であることから、青少年や保護者等への教育・啓発及び相談機能の一層の充実・強化に取り組むことが何より重要である。

- i 青少年の主体的な取組による教育・啓発の充実
- ii 適切な情報提供による効果的な教育・啓発
- iii インターネットに潜む危険性やフィルタリングの意義に関する保護者の知識向上
- iv 相談機能等の充実・強化（相談しやすい環境づくり）
- v 事業者等との連携

②国への法改正等の働きかけ（平成 30 年提言 P13（3））

インターネット上の行為への規制を地域限定の条例で対応するには限界があることから、国に対し法改正等を働きかけるべきである。

- i 青少年に対する性犯罪の重罰化等
 - ・自画撮り被害をはじめとした性的搾取に係る要求行為に対する規制については、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童ポルノの製造・提供等、児童買春ほか）と一体的に検討すべき。
 - ・被害を抑止する効果を高めるため、本体行為を禁止している児童買春・児童ポルノ禁止法の重罰化を国に求めていくべき。
- ii フィルタリング利用の義務化
- iii SNS事業者等への要請

③条例による対応（平成 30 年提言 P15（4））

青少年を性的搾取から守るため、大阪府として可能な限りの対策を講じるべきであり、上記の取組と併せて、条例による対応も必要である。

i 自画撮り被害防止のための規制

- ・規制する行為及び対象（P4 表中「類型 a、b」）

自画撮り画像の要求行為については、青少年とやり取りを重ねて好意を抱かせた上で要求するなどその手口は様々である。一人でも多くの青少年を被害から守るため、要求方法の如何にかかわらず禁止すべき。

要求相手が交際相手や友人の場合であっても画像拡散のリスク等があることから、相手との関係を問わず何人も対象とすべき。

- ・罰則について（P4 表中「類型 a」）

被害実態や犯罪手口を踏まえ、青少年が拒絶しているにもかかわらず要求する行為や、威迫し、欺き、困惑させて要求する行為、対償を供与し又はその約束をして要求する行為といった、青少年の判断能力の未熟さにつけ込む悪質性の相当程度に高い要求行為に限定して罰則を付するのが適当である。

ii 自画撮り要求以外の性的搾取等に係る規制の在り方（P4 表中「類型 c～f」）

- ・自画撮り被害以外の性的搾取等に係る規制の在り方については、被害実態や構成要件など更に検討すべき点が存在することから、法的な対応については今後更に議論を深める必要がある。
- ・これらの性的搾取等についても教育啓発等の取組を充実していくことが何より重要である。

<性的搾取等の類型と関連する主な法令等の整理表>

性的搾取等の類型	適用可能な法令		条例による規制に係る平成 30 年提言
	被害後(本体行為)	被害前(要求行為)	
児童 a. 威迫、欺罔、困惑、 対償供与等を伴う場合	・児童買春・児童ポルノ禁止法 製造違反(3 年以下懲役又 は 300 万以下罰金)		要求行為を禁止 (罰則あり)
ポ ル ノ b. 上記以外	・児童買春・児童ポルノ禁止法 製造違反(3 年以下懲役又 は 300 万以下罰金)		要求行為を禁止
c. 児童ポルノに該当しない 性的画像や姿態(動画 ライブ配信等)	・規制なし	脅迫や強要の手段を用いて要求した場合は、刑法の脅迫罪や強要罪の適用が考えられる	条例による規制については、今後、更に議論を深める必要あり (教育・啓発等の取組を推進)
d. 児童買春又は淫行	・児童買春・児童ポルノ禁止法 児童買春違反(5 年以下懲 役又は 300 万以下罰金) ・児童福祉法 淫行違反(10 年以下懲役 若しくは 300 万円以下罰金又 は併科) ・府青少年条例 淫行・わいせつ違反(2 年以 下懲役又は 100 万円以下罰 金)	恋愛感情をもってしつこく要求した場合は、ストーカー規制法の適用が考えられる	
e. デート援助交際(パパ活)	・規制なし		
f. 使用済み古物の買受け	・府青少年条例 着用済み下着の買受等の禁 止(30 万円以下罰金)	・同左 着用済み下着の買受 等の勧誘行為の禁止 (30 万円以下罰金)	

(2) 平成 30 年提言を踏まえた府の取組

①教育・啓発等の取組の充実

これまでの取組(平成 30 年提言 P7(7)③)に加え、より多くの青少年に注意喚起のメッセージが届くよう府青少年課ツイッターを開設したほか、知事と教育長の連名のメッセージを発信し、府内の小・中・高等学校等を通じて青少年や保護者等に対し注意喚起や相談窓口に関する情報を伝えるなど、周知・啓発の取組を充実させている。また、ネット・SNS 安全教室の内、府警本部サイバー犯罪対策課が登録しているサイバー防犯ボランティア(大学生)による小・中学生への出前授業を拡充している。

②国への要望

平成 30 年提言を踏まえ、令和元年度は、児童ポルノの製造罪及び提供罪並びに児童買春罪の重罰化や、児童ポルノ等を要求する行為への新たな規制、被害防止に有効なフィルタリングを保護者の判断に委ねることなく義務化することについて検討すること、SNS 事業者等に対して技術的対応を強化するなど被害防止のための一層の取組を促すことについて、大阪府「国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望」（令和元年 6 月）において要望するとともに、全国知事会議（令和元年 7 月）や近畿ブロック知事会議（令和元年 9 月）において要望している。

③自画撮り画像の要求行為への条例による規制

青少年に対し当該青少年に係る児童ポルノを要求する行為を禁止し、悪質な要求行為には罰則（30 万円以下の罰金）を科す大阪府青少年健全育成条例（以下「府条例」という。）の改正を行い、平成 31 年 4 月 1 日に施行した。（ただし、罰則については同年 6 月 1 日施行。）

3 性的搾取等（自画撮り被害以外）の現状と規制の在り方について

（1）青少年の性被害の現状

①青少年のスマートフォン利用及び性被害の実態

大阪の子どもを守るネット対策事業において実施している O S A K A スマホアンケートによると、府内の小学 4 年生から中学 3 年生のスマートフォン所持率は増加しており、平成 26 年と平成 30 年を比較すると、小学 6 年生で 25.4% 増加（H26 21.0%、H30 46.4%）、中学 1 年生で 31.2% 増加（H26 45.7%、H30 76.9%）、中学 3 年生で 27.9% 増加（H26 55.1%、H30 83.0%）している。また、高校生の所持率は 1 年生、3 年生ともに約 5% 増加している。

<スマートフォンの所持率>

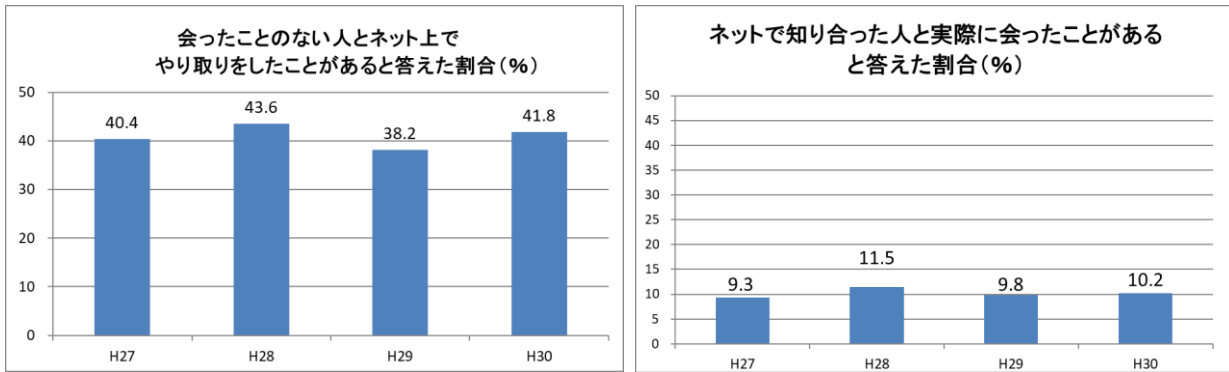
（OSAKA スマホアンケート）

学校種	学年	平成 26 年	平成 30 年	増減
小学生	4 年生	10.9%	28.9%	18.0%
	6 年生	21.0%	46.4%	25.4%
中学生	1 年生	45.7%	76.9%	31.2%
	3 年生	55.1%	83.0%	27.9%
高校生	1 年生	89.1%	94.4%	5.3%
	3 年生	89.9%	95.2%	5.3%

また、SNS 上で見知らぬ人とやり取りをしたことがあると回答した青少年は、この統計を取り始めた平成 27 年度以降はいずれの年度も 40% 前後存在しており、また、ネット上で知り合った人と実際に会ったことがあると回答した青少年も 10% 前後存在し

ている。ネットで知り合い実際に会った相手の中には、悪意を持っている者がいないとも限らず、危険な経験をしたことのある青少年が少なからず存在すると推察される。

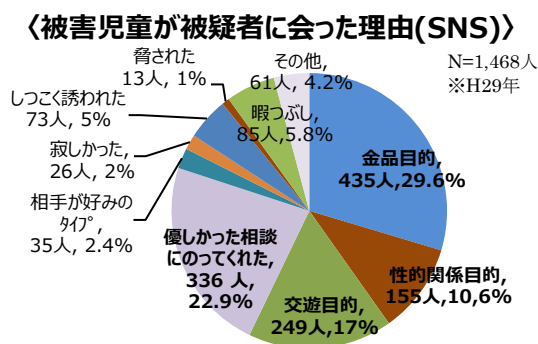
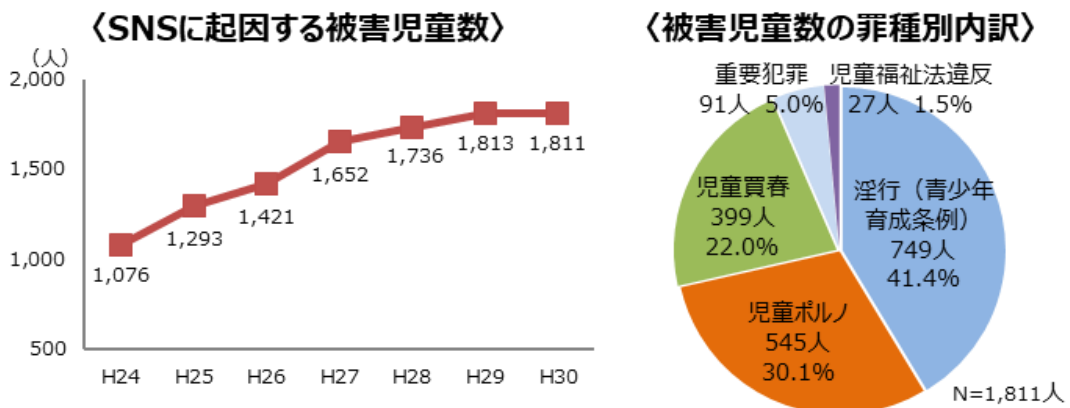
(OSAKA スマホアンケート)



警察庁の資料によると、SNSに起因する青少年の性被害が増加しており、平成30年は全国で1,811人であり、平成24年の1.7倍となっている。罪種別では、淫行（青少年育成条例違反）(41.4%)、児童ポルノ(30.1%)、児童買春(22.0%)の順に多い。

被害児童が被疑者に会った理由については、金品目的(29.6%)、優しかった・相談にのってくれた(22.9%)、交友目的(17%)の順に多い。

【SNS等に起因する事犯】(出典：警察庁 子供の性被害(児童の性的搾取等))



②被害に至る経緯等

性被害に遭った青少年の多くは中学生・高校生であり、上記統計(被害児童が被疑者に会った理由(SNS))のとおり、金品目的が約3割と最も多いが、次いで「優しかった、相談にのってくれた」が約2割と高く、SNS上の大人に学校や友人、家庭等の様々な悩みを相談したり、或いは優しさを求め近づいていることが分かる。また、約1割が「性的関係目的」であり、SNS上の大人に恋愛感情を抱いていたり、或いは性的

な関係を求めたりしており、精神的に未成熟なゆえに軽い気持ちで出会い系アプリやSNS等で知り合った大人と会って、被害に遭っている状況が窺える。

府内のスクールカウンセラーによると、青少年のこれらの行動は、思春期特有の誰かに認めてほしい・甘えたいなどの承認欲求から起こることが多く、例えば、SNS上に画像等をあげ「いいね」を得る、SNS上の相手に性的なものを提示して気を引く等、スマートフォンの普及によりSNS上で承認欲求を満たす傾向にあり青少年の誰もが危険に近づきやすくなっている。

精神科医によると、逸脱行動を起こしやすい青少年の傾向として、大きく3つに分けられ、一つは先ほどの承認欲求であり、あと二つは成長過程での愛着問題と家庭の貧困問題である。加えて、青少年問題を考える重要な視点は衝動性であり、18歳未満は前頭前野が発達段階にあり、正しい情報を持っていてもそれを行動に移せないなど衝動のコントロールができないことも踏まえる必要がある。

一方、加害者である大人も一対一のSNS等のやりとりの中で、青少年の好奇心を掻き立てるような言葉で誘う場合や、「好きだ」というような甘い言葉で誘惑する等、言葉巧みに誘いをかけて性行為に至っている場合がある。

また、デート援助交際については、最近ではスマートフォン等を介して情報を得ることができるため、これまで特に問題行動等のない青少年が危険に近づくケースが確認されている。時間に融通の利く高額アルバイトという感覚で青少年からSNS等に書き込みを行うことが多い。

府内のスクールカウンセラーによると、青少年は、「身体に触れさせない等の条件を事前に提示しているので、それ以上のことを大人は求めてこない」と過信しており、ネット上の成功体験を信じて誰にも相談せずに行動する傾向にある。

ここで、特別部会の審議の中で挙げられた想定されるいくつかのケースを紹介する。

【青少年への性行為等】

- A. 大人がSNS上で青少年と知り合い、青少年を誘い出すために家庭や友人に関する悩み事を聞き出した上、「直接会って相談に乗る」と申し向け、実際に会って「話を聞いてあげる」と言っておき、車に乗せ、ホテルに連れて行き性交をした。青少年自身は相談相手を失いたくないと思い、断り切れず性交に応じた。
- B. 大人がアプリ上で多数の中高生と知り合いになり、実際に青少年と会って性交を繰り返した。府内でも多数確認されているが、青少年は「嫌だったが応じざるを得なかった」等というものの、明確に困惑に当たることが確認されなかった。
- C. 青少年と大人がSNS上でやりとりを重ねて、会う約束をして待ち合わせ、車で知らない場所へ連れて行かれたことで青少年が混乱し、その状態の下でわいせつ行為をされた。
- D. 青少年が最初は軽い気持ちで、又は積極的な態度で大人と会うものの、ホテルに行ってから怖くなり「やめたい」と思うが言い出せず、結局性交に至ってしまった。相手が威迫したり困惑させるような行為は確認されなかった。
- E. 青少年がSNS上のやり取りの中で、ふざけて、実際に会ったら性交をしてもいい旨を返信したところ、遠方から大人が来てしまい、性交の誘いを断り切れなかった。

- F. 青少年がSNS上で知り合った大人と会話や画像のやりとりを繰り返す中で親密な間柄になり、相手と付き合っていると思込み、認めてもらうために相手の要求に応じてしまい性被害に遭った。
- G. SNS上で知り合った大人に対して好意を抱き、又は性への興味から、実際に会ったら性交をしてもいいと青少年から働きかけて性交に至った。

【デート援助交際（パパ活）】

- H. 青少年がSNS上で1時間あたり3千円もらう約束でショッピングや食事のみのデート援助交際の書き込みをし、青少年の書き込み通りのデートに大人は応じていたが、何度か会ううちに強引にホテルに連れ込まれ、裸の写真を撮られた。

(2) 児童ポルノ等の提供を求める行為以外の性的搾取等に係る規制の検討について
平成30年提言において、更に議論を深める必要があるとした児童ポルノ等の提供を求める行為以外の性的搾取等に係る規制について検討した。

① その他の要求行為を条例で禁止することの妥当性について

i 児童ポルノに該当しない性的画像や姿態（P4表中「類型c」）

類型cの児童ポルノに該当しない性的画像の提供を求める行為については、裸等の児童ポルノの入手を目的にその要求過程で行われることが多い。例えば、「可愛い服を着たところが見たい」という要求に始まり、「運動会で頑張っている姿を見たいから体操服姿を送って」「制服姿が見たい」といった要求等により趣味や個人情報握った上で、「水着」「下着」「裸」等と段階的に要求されるような場合である。このように画像の要求が段階的に行われることが多いことを考えると、類型cは児童ポルノの要求行為を府条例で禁止していることから既に一定の抑止効果があると考ええる。

そもそも、類型cの本体行為である児童ポルノに該当しない性的画像の製造や提供等が法律で規制されていない中で、その前段階の要求行為を規制するのは、規制の在り方として適当ではない。

児童ポルノ禁止法第2条第3項のいわゆる三号ポルノについては、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」と規定されている。「性欲を興奮させ又は刺激するもの」は一般人の性欲が基準となっているが、たとえこの基準では児童ポルノに該当しない画像であったとしても、児童に対する性的虐待と認められるものであれば児童ポルノとして規制すべきである。ここで検討している児童ポルノに該当しない性的画像については、こうした観点を踏まえて国において整理されたい。

類型cのうち、動画ライブ配信等で性的なポーズをするよう要求する行為についてであるが、ライブ配信が記録物ではないことから拡散等の二次被害への懸念は少ない。また、性的なポーズをとって、不特定多数又は特定であっても複数の人に対して動画ライブ配信をすれば刑法の公然わいせつ罪（第174条）にあたり、配信した青少年のみならず、指示をした側も共犯となる。また、青少年が低年齢である場合は、指示した者が間接正犯になる可能性があり、要求行為を禁止せずとも現行法規に十分な抑止効果がある。

ii 児童買春又は淫行、デート援助交際（パパ活）（P4表中「類型d、e」）

児童買春又は淫行の要求行為及びデート援助交際（パパ活）の要求行為（「類型d、e」）についてであるが、SNS等では、児童買春や淫行等を直接要求することは少なく、SNS等でのやり取りを重ね好意を持たせるなどして、会う約束を取りつけ、会った後にわいせつ行為や性交等を求めることが多い。このためSNS上でのやり取りは未遂より前段階の予備行為と言えるものである。要求行為と被害が直接結びつく類型a、b（児童ポルノにかかる自撮り画像の要求行為）とは異なり、予備行為と言えるSNS上の行為を規制することは適切でない。

また、仮にSNS上でわいせつ行為等の要求が行われる場合であっても、様々な言葉が交わされ、また、隠語が用いられる場合も多いことから、どのような文言を要求行為と捉えるか明確に定義付けることは極めて困難である。

iii 使用済み古物の買受け（P4表中「類型f」）

類型fの青少年が使用した古物等の買受けの内、着用済み下着については、既に府条例で規制しているが、その他の古物の売買については性的な目的なく通常行われる行為である。たとえ一部に性的目的のために買受けを求めることがあったとしても、これを通常の間買行為と区別して要件を明確化することは不可能である。

以上のことから、いずれの類型についても要求行為を規制することは適切でない。

なお、児童ポルノ等の提供を求める行為について、加害者の氏名を公表することで更に抑止効果が高まるのではないかとの問題提起については、加害者の氏名を公表することによる不利益は要求行為の禁止に違反した罰の重さに比べて著しく過重である。

また、児童ポルノの提供や所持等に対しては児童ポルノ禁止法において罰則が規定されているが同法に氏名公表に関する規定はない。本行為違反に氏名公表の規定がない中で要求行為（未遂行為）についてのみ氏名公表を行うことは、規制の在り方として相応しくない。

加えて、府において罰則を科したことを公表する旨の規定をしている条例はない。また、府の勧告等に従わない場合の氏名公表を規定している府の条例はいくつかあるが、これは府において事態が客観的に把握しやすく、かつ義務違反行為等に是正の余地があるものである。これらと異なり、本規定は刑事罰にあわせて氏名を公表することから、刑の確定段階で公表をするにしろ、加害者の氏名等の情報を入手することはプライバシーの観点から困難であるとの意見もあった。

このことから、児童ポルノ等の提供を求める行為に係る違反者の氏名を公表する手段は採るべきでない。

なお、既に悪質性の高い要求行為については、条例に罰則を置くことにより警察による早期対応を可能にし、規制の実効性を確保している。

②青少年を守るための対応策について

i 更なる啓発の推進（大人に対する啓発の推進・青少年に直接働きかける啓発）

平成 30 年提言において、被害防止に向けた教育・啓発や相談機能等の充実・強化を求めた。その提言を受け、府において 2（2）①（P4）に示したとおり、青少年のネットリテラシー向上にむけた教育・啓発等の充実に取り組んでいるところであるが、青少年を取り巻く実情は大変深刻である。被害を防ぐためには啓発が何よりも重要であることから、その更なる充実を図るべきであり、啓発にあたっては、危険性を伝えるのみならず、前述（P6～8②）に示した青少年が持つ衝動性を抑制する手法も有効であることを考慮する必要がある。

平成 30 年提言に加え、青少年が SNS 上にデート援助交際等を求める書き込みをした場合に、その危険性を直接伝える新たな仕組みを検討すべきである。

また、青少年に対してのみならず、府として「大人の責任」を明確に打ち出し、大人に対するアプローチを強めるべきである。平成 30 年提言にあるインターネットに潜む危険性やフィルタリングの意義に関する保護者の知識向上については、府において取組が進められているところであるが、SNS 上で悪意を持って青少年に近づこうとする大人に対して直接警告を発するような取組を検討すべきである。

加えて、性的な問題は非常にセンシティブであるため、学校現場が共通の教育課題として取り組んでいくためには工夫が必要である。まずは、府としてリーダーシップを発揮して、青少年や大人に対する性被害防止に向けた強いメッセージを発信し、社会全体で取り組んでいくべきである。

なお、青少年が自発的に働きかけていく場合も少なくない実態もあり、一昨年度の提言（JKビジネス）や平成 30 年提言と同様、青少年が有害環境に近づく背景等に人間関係の希薄さや居場所のなさ、自己肯定感の欠如などの要素も考えられることから、府をはじめとした行政機関等が現在、横断的に取り組んでいる様々な対策を継続して実施していくことが望まれる。

ii 本体行為の規制の強化

被害を抑止するためには、要求行為よりむしろ本体行為の規制対象を広め、またより重罰化することが効果的であり、法令のあり方として相応しい。

そのため、平成 30 年提言のとおり、児童ポルノの製造、提供や児童買春に対する重罰化については引き続き国に対して働きかけるべきである。

また、青少年に対する淫らな性行為及びわいせつな行為については、府条例第 39 条において禁止規定を定めているところであるが、この規制を強化すべきかについて以下のとおり議論を深めた。

4 淫らな性行為及びわいせつな行為の規制について

青少年への性的搾取の未然防止の観点から、児童買春や淫行等の要求行為の規制の在り方について議論をしてきたところであるが、ここからは本体行為の規制の在り方について検証する。青少年への淫らな性行為やわいせつな行為を抑止するため、府条例に規定するいわゆる淫行処罰規定（本体行為）について、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しの必要性がないか議論した。

(1) 現状

①府条例の規定について

府条例は、青少年の健全な成長を阻害する行為から青少年を保護することを目的として、淫らな性行為及びわいせつな行為について次の禁止規定を置くとともに、同条例第 52 条において罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）を設けている。

（淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第 39 条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 2 項に該当するものを除く。）
- (2) 専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。
- (3) 性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。
- (4) 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

昭和 59 年の条例制定時、性の商品化が進み、性に関する意識が大きく変化する中で、少女買春など性風俗に安易に関わる青少年と、その青少年の性を欲望の対象として取り扱う大人の背徳的な行為が深刻な社会問題となっていた。

本条は、このような実態に鑑み、青少年の性を弄ぶ心ない大人から青少年を保護し、行為者の社会的責任を追及するとともに、青少年に正しい性意識を持たせる一助とするために設けられたものである。

制定当時は、実際に面識のある者との間で行われる性的行為が想定されており、規制を設けることにより、真摯な交際関係に介入して不当な人権侵害が起きることが懸念された。そのため、プライバシーその他の人権を不当に侵害することのないよう、取り締まりの対象行為をその動機や手段において社会的に非難を浴びるような四つの性的行為に限定して規定されたところである。

②他の都道府県条例の規定について

平成28年に長野県が「長野県子どもを性被害から守るための条例」を制定したことにより、現在、全ての都道府県において青少年に対するいわゆる淫行処罰規定が制定されている。他の都道府県の規定は次のとおり。

i 威迫・欺罔・困惑を要件とする性行為等を規定

都道府県	条例名・条項	施行年	条文	罰則
大阪府	大阪府青少年健全育成条例第39条	S.59	(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止) 第39条何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。 1 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第二項に該当するものを除く。) 2 専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。 3 性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。 4 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
長野県	長野県子どもを性被害から守るための条例第17条	H.28	(威迫等による性行為等の禁止) 第17条 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。 2 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行ってはならない。 3 何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、又は教えるはならない。	【第17条第1項違反】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 【第17条第2項違反】 30万円以下の罰金
山口県	山口県青少年健全育成条例第12条	S.59 改正	(みだらな性行為又はわいせつな行為の禁止等) 第12条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 金品その他の財産上の利益を供与し、若しくは役務を提供し、又はこれらの供与若しくは提供を約束して性行為又はわいせつな行為をすること。 (2) 相手方を欺き、若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為をすること。 (3) あつせんを受けて性行為又はわいせつな行為をすること。 2 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又はこれらを見せてはならない。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

ii 青少年の未熟さに乗じて行う性行為等を規定

都道府県	条例名・条項	施行年	条文	罰則
京都府	京都府青少年の健全な育成に関する条例第21条	S.56	(淫行及びわいせつ行為の禁止) 第21条 何人も、青少年に対し、金品その他財産上の利益若しくは職務を供与し、若しくはそれらの供与を約束することにより、又は精神的、知的未熟若しくは情緒的不安定に乗じて、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。 2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

iii 威迫・欺罔・困惑を要件とする性行為等又は単に自己の性的欲望を満足させる性行為等を規定

都道府県	条例名・条項	施行年	条文	罰則
千葉県	千葉県青少年健全育成条例第20条	H.17 改正	(みだらな性行為等の禁止) 第20条 何人も、青少年に対し、威迫し、欺き、又は困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段によるほかに単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな行為をしてはならない。 2 何人も、風俗営業法第2条第6項第1号から第3号まで又は第7項第1号に規定する営業に関し青少年を客に接する業務に従事させる目的で、青少年に性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。	【第20条第1項違反】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 【第20条第2項違反】 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
神奈川県	神奈川県青少年保護育成条例第31条	H.22 改正	(みだらな性行為、わいせつな行為の禁止) 第31条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。 3 第1項に規定する「みだらな性行為」とは、健全な常識を有する一般社会人からみて、結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交をいい、同項に規定する「わいせつな行為」とは、いたずらに性欲を刺激し、又は興奮させ、かつ、健全な常識を有する一般社会人に対し、性的しゅう恥けん悪の情をおこさせる行為をいう。	【第31条第1項違反】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 【第31条第2項違反】 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
三重県	三重県青少年健全育成条例第23条	H.18 改正	(いん行又はわいせつな行為等の禁止) 第23条 何人も、青少年に対し、いん行(青少年を威迫し、欺き、又は困惑させる等不当な手段を用いて行う性交又は性交類似行為及び青少年を単に自己の性欲を満足させるための対象として行う性交又は性交類似行為をいう。次条において同じ。)又はわいせつな行為(いたずらに性欲を興奮させ、若しくは刺激し、又は性的な言動により性的羞恥心を害し、若しくは嫌悪の情を催させる行為をいう。次条において同じ。)をしてはならない。 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。	【第23条第1項違反】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 【第23条第2項違反】 10万円以下の罰金

iv 淫行又はわいせつな行為（要件の規定なし）※一例を抜粋

都道府県	条例名・条項	施行年	条文	罰則
東京都	東京都青少年の健全な育成に関する条例 第18条の6	H.17	(青少年に対する反倫理的な性交等の禁止) 第18条の6 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
愛知県	愛知県青少年保護育成条例 第14条	S.52	(いん行、わいせつ行為の禁止) 第14条 何人も、青少年に対して、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。 2 何人も、青少年に対して、前項の行為を教え、又は見せてはならない。	【第14条第1項違反】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 【第14条第2項違反】 10万円以下の罰金
兵庫県	兵庫県青少年愛護条例 第21条	S.42	(みだらな性行為等の禁止) 第21条 何人も、青少年に対し、みだらな性交又はわいせつな行為をしてはならない。 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。	【第21条第1項違反】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 【第21条第2項違反】 30万円以下の罰金又は科料
福岡県	福岡県青少年健全育成条例 第31条	S.53	(いん行又はわいせつな行為の禁止) 第31条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつな行為をしてはならない。 2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。	【第31条第1項違反】 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 【第31条第2項違反】 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

③「淫行」に関する最高裁判決（昭和60年10月23日）（以下「昭和60年最高裁判決」という。）について

福岡県青少年保護育成条例違反事件において、「淫行」概念の不明確性が問われたが、最高裁判所は「淫行」を次のように解釈し、同条例の規定を有効とした。（3名の裁判官の反対意見あり）

福岡県青少年保護育成条例第10条第1項の規定にいう「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。

④関係する主な法令について

青少年に対する性的行為を規制する主な現行法令は次のとおりである。

i 強制わいせつ罪（刑法第176条）

13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、強制わいせつの罪とする。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。（6月以上10年以下の懲役）

ii 強制性交等罪（刑法第177条）

13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交等をした者は、強制性交等の罪とする。13歳未満の者に対し性交等をした者も、同様とする。（5年以上20年以下の懲役）

iii 準強制わいせつ罪（刑法第178条第1項）

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、強制わいせつ罪の例による。（6月以上10年以下の懲役）

iv 準強制性交等罪（刑法第178条第2項）

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、強制性交等罪の例による。（5年以上20年以下の懲役）

v 児童買春罪（児童買春・児童ポルノ禁止法第4条）

児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- ・児童買春とは、18歳未満の児童やその保護者等に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等を行う行為。
- ・対償とは、児童が性交等をするに對する反対給付としての経済的利益。現金のみならず、物品、債務の免除も「対償」となる。金額の多寡は問わない。

vi 児童に淫行させる罪（児童福祉法第34条第1項第6号）

何人も、児童に淫行をさせる行為をしてはならない。（10年以下の懲役又は300万円以下の罰金）

- ・児童に淫行させる行為は、直接たると間接たるとを問わず児童に対して事実上の影響力を及ぼして淫行をなすことを対象としており、事実上の影響力を及ぼす関係性のない間柄で行われる行為については対象外となる。

なお、刑法については、平成29年に法定刑の引き上げを含む性犯罪規定の大幅な改正が行われた。改正は個人の性的尊厳、性的不可侵性を中心に据えて性犯罪の再構築を問うものであったが、性交同意年齢の引き上げや強制性交等罪における暴行・脅迫要件の緩和については、改正が見送られたところである。

【刑法の主な改正内容】

- ・強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等
 - ・対象となる行為を性交、肛門性交又は口腔性交（性交等）に改め、罪名を「強制性交等罪」とする
 - ・強制性交等罪の法定刑の下限の引き上げ（懲役3年から5年へ）
- ・監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設
 - ・18歳未満の者を監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を新設
- ・強盗強姦罪の構成要件の見直し等
- ・強姦罪等の非親告罪化

⑤府条例第39条第2号の規定に係る大阪地方検察庁の意見について

被害に至る経緯や法令適用の実態等を把握するため、大阪地方検察庁の検事を特別部会に招へいし意見聴取した。

i 他の都道府県との不均衡

府条例第39条第2号は昭和60年最高裁判決に示された後半部分（青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為）を対象としていないため、他の都道府県に比べて検挙が少ない。

現在は、近隣府県間の人々の移動は極めて容易であり、またインターネットの普及により、他の都道府県の知らない人と知り合うことが極めて容易であることから、

他の都道府県では処罰の対象となる行為が大阪府では対象とならない状況は問題があると考えている。

ii 立証の問題

府条例第 39 条第 2 号は、行為者が故意に被害者（青少年）を「威迫し、欺き、又は困惑させ」という要件であるため、起訴するためには、行為者がこれに該当する行為をしたことを具体的に立証しなければならない。

淫行は行為者と被害者（青少年）が対一の場面で行われることが多く、行為者が否認すると、犯罪事実の立証のためには被害者（青少年）の供述によって立証しなければならない。しかし、被害者は未熟な青少年であり精神的に不安定な者もいる他、被害に遭ったことで不安定になっている場合もあり、しっかりと一貫して供述することが難しいケースが多い。

裏付ける客観的な証拠がない場合は、公判において被害者（青少年）が出廷し証言しなければならず、心理的に大きな負担を強いられることになる。また、そこまでしなければいけないのであれば処罰を求めないという選択をやむなくする者も多い。

iii 児童福祉法の規制範囲との重複

児童福祉法第 34 条第 1 項第 6 号の「児童に淫行をさせる行為」について、最高裁の判決（昭和 40 年 4 月 30 日）では、「児童に淫行させる行為のうちには直接たると間接たるとを問わず、児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し促進する行為をも包含する」とされている。

他の都道府県では、児童福祉法違反の事実を検討して「事実上の影響力を及ぼした」とはいえない場合に、条例違反を適用して起訴できる場合がある。しかし、府条例の「威迫し、欺き、又は困惑させて」という要件は、通常事実上の影響力を及ぼしていると言えることが多く、その場合は処罰対象が児童福祉法と重なる。事実上の影響力を及ぼしたと認められる場合には、（法定刑の重い）児童福祉法違反が優先的に適用される一方で、事実上の影響力を及ぼしたとは認められず児童福祉法違反を適用できない場合に府条例違反の事実を検討しても、その適用が難しい。

（２）府条例第 39 条第 2 号の見直しの必要性についての検討

府条例第 39 条の規定の趣旨は、青少年の性を弄ぶ心ない大人から青少年を保護し、行為者の社会的責任を追及するとともに、青少年に正しい性意識を持たせる一助とするために設けられたものである。見直しの検討に当たっては、この趣旨を堅持するとともに、青少年の性的尊厳や性的不可侵性を考慮した上で、インターネットの普及等による青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した規制範囲や構成要件となるよう議論を深めた。また、性道徳については時々の倫理観によって流動的であることに留意し、規制の在り方は、その時代の倫理観に照らし考えるべきである。

なお、規制の範囲や構成要件を検討するに当たっては、関係法令や裁判例等を踏まえた法的な観点を整理する必要があることから、部会長の下、法律の専門家の意見を聞きながら法的観点について整理を行った。（P 参-17 参照）

①規制の範囲について

規制の範囲については、府条例第 39 条の趣旨を受け継ぎ、真摯な交際関係における性行為等は処罰の対象とせず、また、プライバシーその他の人権を不当に侵害することのないよう配慮すべきである。

i 青少年の自律や性的自己決定権について

前述（P6～8）のとおり、昭和 59 年の府条例制定当時と現在では社会環境が異なり、SNS 上で知り合った人となりをよく知らない大人と直接会って性被害に発展するケースが新たに出現している。青少年の自律や性的自己決定権は尊重すべきとの意見があるが、それをうまく行使できず、SNS に起因して被害に遭っている実態や、青少年の未成熟さを利用する大人がいることを考えれば、青少年の性的自己決定権を尊重するあまり介入を控えるべきではない。刑罰の正当化の根拠の一つである保護原理により青少年を保護するため介入するのが相当である。

また、一定の年齢（義務教育を終えた概ね 16 歳）以上の青少年については、性的自己決定権を認めるべきとの意見もあるが、16 歳や 17 歳であっても判断能力が未熟であることに変わりはなく、年齢を問わず処罰の対象とすべきとの意見が多数を占めた。

ii 対象範囲について

府条例第 39 条第 2 号において、「威迫し、欺き、又は困惑させて性行為又はわいせつ行為を行うこと」と手段を限定していることから、行為者が意図してこれらの手段を用いる必要がある。例えば、前述の想定されるケース（P7 A～E）では、青少年は困惑状態にあるが、それだけでは現行条例の処罰対象とならない。しかしながら、青少年が被る精神的・身体的な被害が深刻であると考えれば、行為者が上記手段を用いなくても、青少年が拒否できない状況で行われる性行為等については規制の対象とすべきである。

また、大人への好意又は性への興味から青少年から働きかけて性行為等に至った場合（P8 G）については、処罰の対象とすべきでないとの意見があったが、青少年の性を弄ぶ心ない大人から青少年を保護し、青少年に正しい性意識を持たせる観点から、これらのケースについても処罰対象とすべきとの意見が多数を占めた。

②構成要件について

上記の対象範囲とする場合、どのような構成要件とするか検討した。刑罰法規である以上、構成要件は明確にしなければならない。このため、刑法の準強制わいせつ罪を緩めた「抗拒困難に乗じて」等と規定する意見が挙げられたが、「抗拒」は、相手からの働きかけに抵抗する態様と受け止められ、適用範囲が狭く解釈されかねないとの意見や、行為者と被害者のどちらの働きかけによる行為か明確でない場合には規制の対象外になることが懸念されるとの意見があった。

また、「青少年の心身の未成熟に乗じて」という構成要件が考えられるとする意見があったが、そもそも「青少年の心身の未成熟」とはどのような状態を指すのか明確でなく、また、この規定では行為者が当該青少年を未成熟であると認識している必要がある。加えて、未成熟を立証するに当たっては青少年の人権やプライバシーに踏み込

まなければならず、被害者である青少年への配慮を考慮すると適当でないとの意見があった。

構成要件については、立証に当たっての青少年の心理的負担が大きいことから、このような懸念にも配慮しつつ、できる限り明確な構成要件とする必要がある。昭和60年最高裁判決は、上記の規制範囲を包含しており、また、現在、多くの都道府県が当該判決を基準に運用されていると考えられることから、その実例や裁判例は長年積み上げられている。そうした実例に基づけば解釈が恣意的になるおそれは少ないと考えられることから、構成要件として十分成り立つ。このため、昭和60年最高裁判決の「淫行」の解釈を基本に構成要件を組み立てるのが比較的良いと考える。もともと、どのように規定しても不明確な点が存在することは避けられないことから、詳細は解釈で明らかにすべきである。

また、府条例第39条第2号に規定の「専ら性的欲望を満足させる目的で」については、真摯な交際関係の下で行われた性行為等を対象としないことを明示するため設けている規定であることから、改正する場合はその点も踏まえるべきである。

行為者が青少年である場合の罰則の適用については、青少年は心身ともに未成熟であり保護すべき対象であるという府条例をはじめ諸法令の基本的な考え方を保持すべきであり、青少年に対しては罰則を適用しないのが適当である。

なお、例えば高校生同士（17歳の被害者と18歳の行為者の場合）等、行為者と被害者の年齢差が小さい場合については、行為者の精神的な未成熟さを考慮し、処罰の対象としない等の規定を設けるべきとの意見もあったが、それが困難な場合は、行き過ぎた規制とならないよう条例の運用において、行為者が判断能力の差を利用して青少年の性を弄んでいるか等を総合的に判断すべきである。

なお、性犯罪については刑法（P13④）で規制されており、平成29年刑法改正の附則において、施行後3年を目途として改正後の規定の施行状況を勘案して検討を加え、所要の措置を講ずると定められている。現在、法務省において性犯罪の施策実施状況ワーキンググループにおいて調査が行われるなど、法改正に向けた議論がされていることから、条例改正についてはその議論の結果を待つべきとの意見もあった。

現行条例で規定している「威迫し、欺き、又は困惑させ」ることを要件とする性行為等については、刑法改正において暴行・脅迫要件の緩和等がなされた場合には刑法の規制対象になることも考えられる。また、これらの性犯罪は条例で科すことのできる罰則より重い罰に処すべき行為であると言える。一人でも多くの青少年を性犯罪から守るという観点から刑法改正の議論を待たずに条例改正をすることに異議はないが、青少年の性的搾取に対する規制については、法律における対応を優先して審議すべきであると述べておく。

（3）今後の方向性

以上の検討を踏まえれば、青少年への淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止に関して、次の対応が必要と考える。

① 条例改正

府条例第 39 条第 2 項について、構成要件の明確化に留意しつつも、「淫行」についての昭和 60 年最高裁判決に準じるなど構成要件を緩和し、青少年を性的欲望の対象として扱っているような事例にまで規制の範囲を広げるべきである。

② 国への法改正の働きかけ

上記の性行為等に科す罰則は、本来、他の刑罰法令等の罰則との均衡を保つべきである。

また、昨今、SNS 等の普及により青少年を取り巻く環境は劇的に変化しており、国内どこにおいても SNS 等に起因した同種の性的搾取等は起こり得る。

平成 28 年に長野県が「長野県子どもを性被害から守るための条例」を制定し、これにより全ての都道府県においていわゆる淫行処罰規定が制定されたことも考え合わせれば、当該規定を含んだ性犯罪の規制は法律で行うことが相応しいことから、これを国に求めていくべきである。

5 おわりに

特別部会において、平成 30 年度から 2 年にわたり SNS 等に起因して青少年が性被害に遭うことがないように、その対応策について検討を重ねてきた。

SNS 等のインターネット上での悪意ある大人からの青少年への働きかけは、日々巧妙化し次々と新しい手口が生み出されている。被害の実情等を鑑みて、今般、府条例のいわゆる淫行処罰規定の見直しや啓発の更なる充実を求めるものである。大阪の青少年を守るという観点から、府においては、条例改正と併せて、警察や教育機関等と連携し青少年への教育・啓発を強化することはもとより、青少年に関わる大人を含む府民全体に対して、「大人の責任」を認識させる強いメッセージを発信していくことを期待する。

また、国においては、青少年を含む多くの人々の性的尊厳を守るという視点から、これを侵害する行為の重罰化等を検討するなど、抜本的な対応を行うことを強く望むものである。

■大阪府青少年健全育成審議会 委員名簿 [五十音順]

氏名	所属
石橋 寿恵夫	(一財)大阪府こども会育成連合会理事長
磯野 貴章	大阪府警察本部少年課長
伊藤 廣幸	(一社)日本フランチャイズチェーン協会専務理事
うるま 譲司	大阪府議会健康福祉常任委員会委員長
江口 研一	(一社)電気通信事業者協会業務部長
大久保 圭策	大久保クリニック院長
角野 茂樹(会長)	関西外国語大学名誉教授
草島 葉子	大阪私立中学校高等学校連合会副会長
笹川 理	大阪府議会総務常任委員会委員長
松風 勝代	(社福)大阪府衛生会児童心理治療施設 希望の杜園長
白砂 明子	(一社)キャリアブリッジ理事・総括責任者
杉田 菜穂	大阪市立大学社会科学系研究院准教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
園田 寿	甲南大学法科大学院教授
竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部准教授
田尻 由美子	大阪府立高等学校長協会副会長
田近 正樹	(一社)日本雑誌協会編集倫理委員会副委員長
辻元 達夫	西日本遊戯銃防犯懇話会会長
中谷 恭典	大阪府議会警察常任委員会委員長
中野 剛	大阪府議会教育常任委員会委員長
八山 真由子	大阪弁護士会
福田 雅之	日本ボーイスカウト大阪連盟事務局長
二村 知子	大阪府書店商業組合常務理事
茂木 洋	四天王寺大学人文社会学部教授
幸 俊威	大阪府PTA協議会副会長兼書記

■大阪府青少年健全育成審議会 特別部会委員名簿 [五十音順]

氏 名	所 属
角野 茂樹	関西外国語大学名誉教授
松風 勝代	(社福)大阪府衛生会 児童心理治療施設 希望の杜園長
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
園田 寿(部会長)	甲南大学法科大学院教授
田尻 由美子	大阪府立高等学校長協会副会長
竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部准教授
八山 真由子	大阪弁護士会

■審議経過

【第1回特別部会】令和元年5月31日(金)

- 議 題
- ・性的搾取(自画撮り被害以外)の対応について
 - ・性的搾取の現状について

【第2回特別部会】令和元年6月21日(金)

- 議 題
- ・現行法令についての整理
 - ・青少年のSNS等の利用状況について

【法的観点についての検討会(第1回)】令和元年7月24日(水)

- 議 題
- ・青少年の性的搾取への対応に関する法的観点についての検討

【法的観点についての検討会(第2回)】令和元年8月19日(月)

- 議 題
- ・法的観点についての部会長整理案の検討

【第3回特別部会】令和元年9月10日(火)

- 議 題
- ・法的観点についての検討結果報告
 - ・青少年の被害事例等について

【第4回特別部会】令和元年10月30日(水)

- 議 題
- ・自画撮り以外の要求行為への対応について
 - ・部会報告書骨子(案)について

【第5回特別部会】令和元年11月13日(水)

- 議 題
- ・特別部会議論のまとめについて

【第1回審議会】令和元年11月28日(木)

- 議題
- ・「SNS等に起因した青少年の性的搾取等への対応について」特別部会からの報告